

千葉県ホームページへの「こども食堂」情報掲載要件

1 こども食堂の主催者（団体）要件

次の要件を全て満たす団体となります。

- (1) 政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (2) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと
- (3) 関係者及び関係団体が暴力団員及び暴力団でないこと

2 こども食堂の運営の要件

- (1) こどもの参加
- (2) 衛生管理について

食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守し、開催場所を管轄する健康福祉センター（保健所）の指導・助言に基づき所要の衛生管理を行うとともに、必要に応じ飲食店営業の許可を取得すること。なお、所要の衛生管理とは、主に以下の事項をいう。

- ア 食中毒や食品事故等の防止
- イ 自主衛生管理
- ウ 食物アレルギー対策
- エ 従事者に対する衛生管理に必要な教育の実施

- (3) 様々なリスクへの対応

- ア 参加する児童への虐待や強制労働と認められる行為等を行わないこと。

また、参加者間で、いじめ、非行、児童虐待、児童への強制労働が発生しないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

- イ 参加者に政治活動、宗教活動、物品の売りつけ等を行わないこと。

また、参加者がこれらの行為を行わないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

- ウ 防犯対策として、スタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

- エ 台風時の開催の有無や災害時の避難場所の確認等の対策を講ずること。

- オ 提供する食事が食物アレルギーに対応しているか否かについて参加者に明示すること。

- (4) 営利を目的としたものでないこと